金融庁における一般的な法令解釈に係る書面照会手続(回答書)

平成26年4月3日

(照会者名) 殿

金融庁監督局総務課金融会社室長

平成26年2月5日付をもって当庁に照会のあった、一般的な法令解釈に係る書面照会について、下記のとおり回答します。

本照会手続に基づく回答は、あくまでも照会時点における照会対象法令に関する一般 的な解釈を示すものであり、個別事案に関する法令適用の有無を回答するものではあり ません。なお、関係法令が変更される場合などには、考え方が異なるものとなることも あります。

また、もとより、捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束しうるものではありません。

記

前払式支払手段に関する内閣府令第3条第1項に規定する「通常取得すべき金額」とは、 基準日において(資金決済に関する法律第3条第2項第2号)、利用者が前払式支払手段の 提示等により提供を請求することができる役務等にかかる通常の提供価格の額、すなわち発 行者等が負担することとなる債務をまかなうことのできる額を指すものである。したがって、価 格が異なる複数の役務等の中から利用者が一つを選択して提供を請求することができる前 払式支払手段の場合には、全ての利用者は最も高い価格の役務等の提供を請求することも 可能であり、発行者等はそれに応じる債務を負っていることから、その最も高い価格に相当 する額となる。